

議会運営委員会行政視察報告書

1 視察期間

平成24年7月26日から平成24年7月27日まで 2日間

2 視察都市

- (1) 千葉県佐倉市
- (2) 埼玉県所沢市

3 参加者

増田暢之委員長、根津康広副委員長、加藤文重委員、松野正比呂委員、高田正人委員
八木邦雄委員、鈴木喜文委員、川村孝好委員、山田安邦委員、加藤治吉議長、
玉田文江副議長

随員 大津直久議会事務局主幹兼庶務係長兼調査係長

随員 吉筋達也議事係長

4 視察事項

- (1) 市の概況について（2市）
- (2) 議会基本条例に規定した事項の実施、議会改革等について（2市）

5 考察

次のとおり

佐倉市 人口：176,072人・面積103.59km²（平成24年4月1日現在）

1 議会基本条例に規定した事項の実施、議会改革等について

(1) 議会報告会について

佐倉市議会は、佐倉市議会基本条例を平成23年4月1日に制定し、現在、この条例に基づき議会改革を積極的に推進されている。議会基本条例は、地方自治の本旨の充実に向け、これまで積み上げてきた議会改革をさらに進めていくことを決意し、また、議員の政治倫理に関する決議で示された議会の役割を各議員が自覚し、専ら公益に資する立場として議員が自らを厳しく律するとともに市民の信頼に全力で応えるべく制定されたものである。

議会報告会は、議会基本条例第7条に基づき開催するもので、議会の説明責任を果たすとともに、市民との情報共有により、開かれた議会を実現しようとするものである。意見交換会は、市民の多様な意見を把握し、意思決定に反映させる等、真に市民の負託に応えようとするものである。

第1回議会報告会・意見交換会（以下「議会報告会等」という。）は、平成23年11月13日に開催し、議会報告会では定例会等の議会の活動結果を市民に報告し、意見交換会では議会活動及び議員活動に資するための情報取得が行われた。なお、平成23年度は試行的に1回開催されている。

議会報告会では、平成23年8月定例会における審査状況等について、決算審査特別委員会、4常任委員会、議会運営委員会の各委員長から審議経過と議決結果の報告、発議議案提出者から発議議案の報告が行われたが、問題点・意見等を報告する方がよいと判断されている。議会報告会等は、全議員が出席し、参加者は91人（市内85人・市外6人）であったが、関心のある方々が参加され、幅広く参加者を集めることが今後の課題である。

また、意見交換会におけるテーマは、**市政に関する事項 議会運営に関する事項 市民生活に関する課題** その他必要と認める事項で意見交換し、市民と議会とが意見を述べ合う形で実施された。参加者からの質問等は、議会報告会・意見交換会報告書に整理され、全文記録した会議録をホームページでも公開されている。

なお、議会報告会等は、現在、広報公聴委員会で検討を進められ、今後、佐倉市議会議会報告会等実施要綱を制定される予定である。

(2) その他の規定事項について

議員間の自由討議・文書による質問・審議における論点整理・政策討論会は、議会基本条例に規定されたが、実績はなかった。また、議会モニター制度は、議会報告会等を補完する市民からの意見聴取の機会とされたが、実績はなかった。

2 考察

佐倉市議会は、議会報告会等の実施について、最初は消極的だったが時代の流れで必要性を認め覚悟を決めたとの話を伺った。特に市民との接点を注視した議会報告会等が何よりも肝要であるという言葉が印象深く残っている。

報告書については、意見等を市議会・市行政の各テーマに分類し、意見（質問）に対する議員意見（答弁）も記載している。また、議会報告会・意見交換会に関するアンケート集計結果も併せて報告され、大変分かりやすい報告書になっている。

佐倉市議会の議会報告会等は、本市と同規模の地方公共団体で行われている先行事例として参考になるものであり、他の先行事例と併せ今後の本市議会における議会報告会開催の協議を進める指標にしたい。

所沢市 人口：342,735人・面積71.99㎢（平成24年4月1日現在）

1 議会基本条例に規定した事項の実施、議会改革等について

(1) 議会報告会について

所沢市議会は、平成21年2月26日の市議会本会議において、所沢市議会基本条例特別委員会の委員会提出議案により、所沢市議会基本条例を可決し、平成21年3月3日に公布、施行した。この制定を受けて、所沢市議会では、それまでにも増して、積極的に議会の活性化及び議会改革を進めており、市政に関する質問等における広聴機能の充実等を図っている。

議会報告会は、市政の課題全般について柔軟に対処するため、議員及び市民が自由に情報・意見を交換することを目的として、開催されるものである。議会報告会は、議会基本条例の規定に基づき「所沢市議会議会報告会実施要綱」を制定し、必要な事項を規定している。

開催は、3月定例会及びその他の定例会の後、それぞれ一回ずつ一時期に2カ所で開催するとされ、平成22年度は4回、23年度は4回、24年度は現在のところ2回の計10

回開催されている。平成 22 年度から 23 年度までの 1 回あたりの平均参加者数は 64.5 人で、議長を除く 35 人を 4 班（各班 8 人又は 9 人）に分け運営されている。内容は、定例会で審査された内容を説明するとともに、市民との意見交換も行われている。また、結果は、議会報告会報告書にまとめ、議長に報告するとともに、市議会ホームページで公開されている。開催周知にあたっては、議員による所沢駅での駅頭アピールをはじめ、開催チラシの全戸回覧、開催日当日の広報車による広報等により周知の徹底が図られている。

市民意見の取り扱いについては、市民の意見を市政に反映させる広聴スキームを確立され、議会報告会は、民意を汲み取ることに最も有効な直接対話のできる手段とされている。また、議会の意思決定を直接説明できる場となり、議会の説明責任を果たすとともに、市民との信頼関係を深めながら、議会の活性化が図られている。

(2) その他の規定事項について

議員間の自由討議は、議会機能を発揮するため、議員間で自由闊達な議論を行うよう努め、審議や議論を尽くすとされ、常任委員会の審査で実施されている。

文書による質問は、市長等に対し文書によって質問し、文書による回答を求めることができることとされている。なお、文書質問は議会として行うもので議員個人や会派に権利が与えられているものではない。また、閉会中に緊急を要する事案等が発生した場合に行うため、閉会中の文書による質問とされている。

議案審査における論点情報の形成は、議会に提案される重要な政策等について、政策水準を高める議論が行われるよう、政策の提案者である市長等又は議員に対して、情報の提供を求め、これにより質疑内容が充実したとのことである。

政策討論会は、二元代表制の一翼を担う議会の責任と意欲を高め、市長提出議案等に限らず特定のテーマについて、議員が活発に意見交換を行うこととしている。第 1 回政策討論会は、平成 24 年 2 月に「これからのまちづくりを考える『議会から見た～地域経済の活性化と所沢ブランドの創造～』」をテーマに、議員 12 人により意見を交わされた。

2 考察

所沢市議会は、議会基本条例を制定し、議会報告会・議員間の自由討議・閉会中の文書による質問・議案審査における論点情報の形成・政策討論会を実施する等、さまざまな議会改革及び議会の活性化に取り組まれている。また、このような取り組みの積み重ねによ

り議会改革度は、全国的に高い評価を得られている。

議会基本条例の中でも特筆すべき取り組みである議会報告会は、これまで会派や議員個人の立場で支持者に報告してきたものが、議会という機関全体で市民と直接対話する新たな取り組みとなる。所沢市議会では、議会報告会のポイントとして、市民の意見をいかに市政に反映させていくことができるかを求め、広報から広聴への広聴スキームを確立されている。その他、論理的に整理され実施されている議会報告会の運営方法は、本市の議会報告会開催の協議の参考とすべきものであった。

また、議会基本条例に規定した事項のほか議会改革に関する先行事例は、説明の意気込みからも議会改革度の高さを伺えるものであり、本市議会でもこのような先行事例を参考にして議会改革に対して、真摯な姿勢で取り組んでいかなければならないと意を新たにすものとなった。